

北海道告示第 11091 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則（令和2年北海道規則第94号）第5条第1項第24号に掲げるいか突棒漁業について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和6年7月1日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考	
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数			(6)漁業を営む者の資格
いか突棒漁業	北海道 沖合海域	<p>操業海域は、北海道沖合海域とする。</p> <p>ただし、次の区域及び水域を除く。</p> <p>(1) 北海道の最大高潮時海岸線から沖合5,000メートル以内の区域。</p> <p>(2) 茅部郡森町砂埼灯台と室蘭市チキウ岬灯台とを結ぶ線以西の噴火湾の区域及び室蘭市チキウ岬灯台から半径10,000メートル以内の区域。</p> <p>(3) 北緯44度33分9秒以北の東経145度37分45秒の線、次のアからニまでの点を順次に結んだ線及びこの点から真方位160度の線以東の歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の周辺水域から日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する200海里水域。（世界測地系表示）</p> <p>ア 北緯44度33分9秒東経145度37分45秒の点</p> <p>イ 北緯44度20分9秒東経145度36分45秒の点</p> <p>ウ 北緯44度17分39秒東経145度36分45秒の点</p> <p>エ 北緯44度9分9秒東経145度31分45秒の点</p> <p>オ 北緯43度57分9秒東経145度19分15秒の点</p> <p>カ 北緯43度55分9秒東経145度16分45秒の点</p> <p>キ 北緯43度52分9秒東経145度14分45秒の点</p> <p>ク 北緯43度48分9秒東経145度13分45秒の点</p> <p>ケ 北緯43度44分9秒東経145度15分15秒の点</p> <p>コ 北緯43度41分39秒東経145度18分15秒の点</p> <p>サ 北緯43度38分39秒東経145度23分15秒の点</p> <p>シ 北緯43度37分39秒東経145度25分45秒の点</p> <p>ス 北緯43度30分9秒東経145度31分45秒の点</p> <p>セ 北緯43度32分9秒東経145度40分45秒の点</p> <p>ソ 北緯43度26分9秒東経145度47分45秒の点</p> <p>タ 北緯43度25分9秒東経145度49分15秒の点</p> <p>チ 北緯43度23分27秒東経145度50分15秒の点（納沙布岬灯台と貝殻島灯台とを結んだ線の中心点）</p> <p>ツ 北緯43度20分9秒東経145度51分45秒の点</p> <p>テ 北緯43度19分9秒東経145度52分15秒の点</p> <p>ト 北緯43度16分9秒東経145度52分15秒の点</p> <p>ナ 北緯43度14分9秒東経145度53分15秒の点</p> <p>ニ 北緯43度8分9秒東経145度53分15秒の点</p> <p>(4) ロシア連邦200海里水域。</p>	9月1日から 10月31日まで 及び 翌年5月16日から 6月15日まで	3隻	20トン未満	岩手県に住所を有する者	令和6年7月1日から 令和6年8月1日まで	<p>1 許可の有効期間は令和6年9月1日から令和7年8月31日までとする。</p> <p>2 起業の認可の有効期間は、令和6年9月1日から令和7年2月28日までとする。 なお、北海道漁業調整規則第8条の規定による当該起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から1に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。</p> <p>3 申請書の提出先は北海道水産林務部水産局漁業管理課とする。</p> <p>4 許可にあたっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 次に掲げる港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。 ただし、天災その他やむを得ない事由により陸揚港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載したときは、その都度北海道知事に報告しなければならない。 増毛港、古平港、千走港、熊石港、十勝港、霧多布港、散布港、網走港、紋別港 (2) 次の鯨類を捕獲してはならない。 ア 乳飲み稚いるか及び稚いるかを伴う雌いるか。 イ いしいるか（りくぜんいるか型いしいるかを含む。）以外の鯨類。 (3) 知事が、資源の保護又は漁業調整のため必要と認めて操業を制限した場合は、これに従わなければならない。</p>